

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	38 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	30 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	54 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	29 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和55年12月に会社を退職した後しばらくしてから、市役所の行政センターで国民年金の加入手続を行った。56年1月からの国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により金融機関で納付した。私が忙しくて保険料を納付することができないときには、私の母親に保険料相当額を渡して、行政センター又は金融機関で納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立人が、申立期間の保険料を納付したとする金融機関は当時実在し、過年度保険料を含む保険料の収納事務を行っていたことが確認できる上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和56年7月と推認でき、加入手続を行った時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付により納付することが可能であった。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付することができないときに、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、「娘（申立人）が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことを憶えている。娘は、保険料を全て納付したはずである。娘が保険料を納付できないときには、私が代わ

りに納付していた。」旨証言している上、申立期間の前後を通じてその母親は、国民年金に任意加入しており保険料も納付済みである。

加えて、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私は、昭和54年12月に結婚したことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、金融機関で納付書により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、後日届いた納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると同年同月に国民年金に任意加入していることが確認できる。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をおおむね納付しているとともに、国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意欲は高かったものと考えられる上、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 62 年 11 月まで

私は、昭和 60 年 10 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、加入手続直後には納付することができなかったが、再就職してから、試用期間終了後の昭和 63 年 4 月又は同年 5 月頃に、区役所でまとめて納付した。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、勤務先を退職後の昭和 60 年 10 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、63 年 4 月又は同年 5 月頃に、同区役所でまとめて納付したと述べている。確かに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、60 年 9 月と推認され、申立内容と一致することに加え、納付時期が 63 年 4 月であった場合、申立期間のうち、62 年 4 月から同年 11 月までの保険料は、その時点で現年度納付となるため、申立人が述べるように区役所で納付することができ、その時期は、当時勤務していた会社での試用期間が終了した頃であり、お祝いとして、スーツや靴を買ってもらったことを明確に記憶しているほか、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表において、申立人が、少なくともその時期までには国民年金の被保険者資格の喪失手続を行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間後の国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無いなど、申立人は、保険料の納付意識があったことがうかがわれる。

- 2 一方、上述のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付した時期が昭和63年4月であったとすると、申立期間のうち、62年4月から同年11月までの保険料については、納付していたと推認することは可能ではあるものの、それより前の期間については、その時点で過年度納付となるため、制度上、区役所で納付することができないことに加え、ほかの国民年金手帳記号番号が存在するなどして、その手帳記号番号で当該期間の保険料が納付された可能性も精査したが、その事情もうかがえない。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和60年9月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から56年3月まで
② 昭和57年1月から同年9月まで
③ 昭和60年4月から62年9月まで

私は、昭和56年4月頃、区役所で国民年金制度について説明を聞き、国民年金の加入手続を行った。その際、区役所の職員に未納になっていた20歳からの国民年金保険料を納付するように指導され、納付書が発行されたので、未納の保険料を当該納付書により金融機関で遡って納付していた。その後の保険料についても未納が無いように納付書により納付していた。申立期間の保険料については、私の父親の収入の中から納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は国民年金の加入手続を行った後、国民年金保険料を遡って納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和58年5月頃と推認でき、その時点で当該期間は過年度納付により納付することができる上、当該期間直前の56年4月から同年12月までの保険料は、過年度納付により納付されていることが確認できる。

また、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間の前後を通じて、申立人の住所及びその父親の職業に変更は無く、申立人の生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の9か月と

短期間である当該期間が未納とされているのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 56 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行った際、20 歳から未納になっていた国民年金保険料を納付するように指導され、納付書により遡って納付していたと主張しているが、前述のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は 58 年 5 月頃と推認できることから、申立人の主張する加入時期と一致しない上、その時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人のオンライン記録及び特殊台帳では、国民年金の被保険者資格取得日が昭和 56 年 4 月 1 日となっていることから、申立期間①は国民年金に未加入で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該期間の前後を通じて同一区内に居住していた申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間③は、申立人のオンライン記録では、納付済みとなっている当該期間の前後の期間については国民年金保険料の収納日が正確に収録されているにもかかわらず、当該期間に係る保険料の納付記録は見当たらない上、申立人は当該期間を通じて同一区内に居住し、同一の金融機関又は郵便局で当該期間の保険料を 2 年半にわたり納付していたと主張しているが、その納付記録が全て記録されなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年3月まで

私は、申立期間当初の平成3年8月から6年3月までは、大学生であったので、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、私が大学を卒業するまで国民年金保険料を納付してくれた。申立期間直後の4年4月から6年3月までの保険料は納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当初の平成3年8月から6年3月までは、大学生であったので、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が大学を卒業するまで国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、4年6月に払い出されていることが確認でき、その時点において、申立期間は、保険料を遡って納付することが可能な期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとするその母親は、昭和50年4月に国民年金に任意加入以後60歳に到達するまでの期間に保険料の未納は無く、保険料を前納している期間もあることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った後に、申立期間の国民年金保険料を遡って納付した旨証言しており、保険料の納付意欲が高かったと認められるその母親が、8か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から62年3月まで
② 平成元年3月

私が20歳になった昭和48年*月頃に、父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。その後、父親又は母親が、私及び両親の3人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳になった昭和48年*月頃に、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、父親又は母親が、申立人、その父親及び母親の3人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであると主張しているところ、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、62年10月に払い出されており、その年度当初である同年4月から申立期間②直前の平成元年2月までの保険料は納付済みとされていること、ii) 申立期間②直後の同年4月から同年7月までの保険料は、2年10月に納付されていることが、申立人のオンライン記録により確認でき、その時点では、申立期間②は、保険料を納付することが可能な期間であることから、1か月と短期間である申立期間②の保険料が未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を行っていたとするその父親及び保険料の納付を行

っていたとするその母親は、既に他界していることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 10 月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①は、162 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤ることは考えにくい上、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月から37年3月までの期間及び同年10月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から37年3月まで
② 昭和37年10月から38年3月まで
③ 昭和62年5月から同年9月まで

私が住み込みで勤務していた会社の事務担当者は、私が20歳になると国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、他の従業員と同様に給料から1か月当たり100円から200円ぐらいを天引きし、納付してくれていた。昭和45年頃に転居してからは、夫婦二人分の保険料を一緒に納付するようになったが、62年頃から1年半ぐらい保険料を納付することができなかった。その後、未納となっていた保険料を私の妻及び娘の分と一緒に遡ってまとめて納付した。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、住み込みで勤務していた会社の事務担当者が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を給料から天引きして納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和37年9月頃と推認でき、その時点では当該期間の保険料については、過年度納付及び現年度納付により納付することが可能であった。

また、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、申立人の生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の4か月及び6か

月とそれぞれ短期間である当該期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

- 2 一方、申立期間③については、申立人は、昭和 62 年頃から 1 年半ぐらい国民年金保険料を納付することができず、その後、未納となっていた保険料をその妻及びその娘の分と一緒に遡ってまとめて納付したと主張しているが、妻及び娘の当該期間の保険料も未納となっている。

また、申立人及びその妻のオンライン記録によると、申立人及び妻に対して納付書が平成元年 11 月に発行されていることが確認でき、申立人、妻及び娘の国民年金被保険者名簿によると、申立人、妻及び娘の申立期間③直後の昭和 62 年 10 月から 63 年 10 月までの国民年金保険料が過年度納付により納付されていることが確認できることから、上述のとおり、一緒に申立期間③の保険料を納付したとする妻及び娘の当該期間の保険料が未納となっていることを踏まえると、申立人が 1 年半ぐらい未納期間を遡って 3 人分の保険料を納付したとする記憶は、平成元年 11 月に納付書が発行された時点で遡って納付することができる申立期間③直後の保険料を過年度納付した記憶と考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 12 月から 37 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年2月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から39年3月まで
② 昭和62年5月から同年9月まで

私が住み込みで勤務していた会社の事務担当者は、私が20歳になると国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、他の従業員と同様に給料から1か月当たり100円から200円ぐらいを天引きし、納付してくれていた。昭和45年頃に転居してからは、夫婦二人分の保険料を一緒に納付するようになったが、62年頃から1年半ぐらい保険料を納付することができなかった。その後、未納となっていた保険料を私の夫及び娘の分と一緒に遡ってまとめて納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、住み込みで勤務していた会社の事務担当者が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を給料から天引きして納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和39年10月頃と推認でき、その時点では当該期間の保険料については、過年度納付により納付することが可能であった。

また、申立人の所持する年金手帳及び申立人の国民年金被保険者名簿では、国民年金の被保険者資格取得日が昭和38年*月*日と記載されているが、特殊台帳には39年4月1日とされており、双方で記録が相違していることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかが

える。

- 2 一方、申立期間②については、申立人は、昭和 62 年頃から 1 年半ぐらい国民年金保険料を納付することができず、その後、未納となっていた保険料をその夫及びその娘の分と一緒に遡ってまとめて納付したと主張しているが、夫及び娘の当該期間の保険料も未納となっている。

また、申立人及びその夫のオンライン記録によると、申立人及びその夫に対して納付書が平成元年 11 月に発行されていることが確認でき、申立人、夫及び娘の国民年金被保険者名簿によると、申立人、夫及び娘の申立期間②直後の昭和 62 年 10 月から 63 年 10 月までの国民年金保険料が過年度納付により納付されていることが確認できることから、上述のとおり、一緒に申立期間②の保険料を納付したとする夫及び娘の当該期間の保険料が未納となっていることを踏まえると、申立人が 1 年半ぐらい未納期間を遡って 3 人分の保険料を納付したとする記憶は、平成元年 11 月に納付書が発行された時点で遡って納付することができる申立期間②直後の保険料を過年度納付した記憶と考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 2 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成15年4月1日から19年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額記録については、15年4月及び同年5月は14万2,000円、同年6月は11万円、同年7月及び同年8月は13万4,000円、同年9月から16年3月までは15万円、同年4月は19万円、同年5月は17万円、同年6月は19万円、同年7月は18万円、同年8月は19万円、同年9月から同年12月までは30万円、17年1月は28万円、同年2月は22万円、同年3月は28万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月は38万円、同年9月は36万円、同年10月から18年1月までは32万円、同年2月は26万円、同年3月は32万円、同年4月から同年8月までは34万円、同年9月は38万円、同年10月は30万円、同年11月は36万円、同年12月は38万円、19年1月は34万円、同年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年9月は38万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成15年7月18日、同年12月19日、16年7月16日、同年12月24日、17年7月22日、同年12月27日、18年7月28日及び19年12月27日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額の記録を、15年7月18日は4万2,000円、同年12月19日は9万円、16年7月16日は10万円、同年12月24日は11万5,000円、17年7月22日及び同年12月27日は14万円、18年7月28日は14万5,000円、19年12月27日は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成20年9月1日から21年7月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年9月から21年6月までは28万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間のうち、平成20年7月30日に係る標準賞与額につ

いては 17 万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 17 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 1 日から 21 年 7 月 1 日まで
② 平成 15 年 7 月 18 日
③ 平成 15 年 12 月 19 日
④ 平成 16 年 7 月 16 日
⑤ 平成 16 年 12 月 24 日
⑥ 平成 17 年 7 月 22 日
⑦ 平成 17 年 12 月 27 日
⑧ 平成 18 年 7 月 28 日
⑨ 平成 19 年 12 月 27 日
⑩ 平成 20 年 7 月 30 日

私は、平成 15 年 4 月 1 日から 21 年 6 月 30 日まで、A 社で B 職として勤務していたが、その間の標準報酬月額が実際に給与から控除された厚生年金保険料額に見合う額よりも低く記録されている。

また、平成 15 年 7 月から 20 年 7 月までに支給された賞与についても、保険料を控除されていたが、控除保険料額に見合う額よりも低い記録となっている部分及び未届けのため記録されていない部分がある。

事業主も誤りを認めているので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②から⑩までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間につ

いては、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成15年4月1日から20年4月1日までの期間及び申立期間②から⑨までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間①のうち同年4月1日から21年7月1日までの期間及び申立期間⑩については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①のうち平成15年4月1日から19年8月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間及び申立期間②から⑨までについて、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年4月及び同年5月は14万2,000円、同年6月は11万円、同年7月及び同年8月は13万4,000円、同年9月から16年3月までは15万円、同年4月は19万円、同年5月は17万円、同年6月は19万円、同年7月は18万円、同年8月は19万円、同年9月から同年11月までは30万円、17年1月は28万円、同年2月は22万円、同年3月は28万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月は38万円、同年9月は36万円、同年10月から18年1月までは32万円、同年2月は26万円、同年3月は32万円、同年4月から同年8月までは34万円、同年9月は38万円、同年10月は30万円、同年11月は36万円、同年12月は38万円、19年1月は34万円、同年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年9月は38万円とすることが必要である。

また、申立期間①のうち、給与支払明細書の無い平成16年12月については、前後の給与支払明細書から30万円とすることが必要である。

さらに、申立期間②から⑨までの標準賞与額については、申立人が提出した賞与支払明細書において確認できる賞与総支給額から平成15年7月18日は4万2,000円、同年12月19日は9万円、16年7月16日は10万円、同年12月24日は11万5,000円、17年7月22日及び同年12月27日は14万円、18年7月28日は14万5,000円、19年12月27日は17万

円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち平成 15 年 4 月 1 日から 19 年 8 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び申立期間②から⑨までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、実際の給料より低い報酬月額及び賞与額を届け出たことを認めていることから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、また、賞与支払明細書で確認できる賞与額又は保険料控除額に見合う賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 7 月 1 日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20 年 9 月から 21 年 6 月までは 24 万円と記録されている。しかし、給与支払明細書及び年間賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 28 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人に係る A 社における標準報酬月額を、平成 20 年 9 月から 21 年 6 月までは 28 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑩の標準賞与額については、給与支払明細書及び年間賃金台帳により、当該期間に係る標準賞与額 17 万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額の記録を 17 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち平成 19 年 8 月及び同年 10 月から 20 年 3 月までの標準報酬月額については、オンライン記録が給与支払明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と一致又は上回っており、同年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、給与支払明細書及び年間賃金台帳によると、当該期間の標準報酬月額の改定の基礎となる 19 年 5 月から同年 7 月までの期間の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成2年5月は44万円、3年6月及び13年2月から14年2月までは38万円、同年3月から同年10月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成2年5月、3年6月、13年2月から14年10月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月1日から平成14年11月21日まで
私は、昭和55年2月1日から平成14年11月20日まで、A社の従業員としてB業務等に携わっていたが、63年6月から14年10月までの標準報酬月額が給料支払明細書で確認できる給与支給額と異なっている。全ての期間について給料支払明細書があるわけではないが、会社が作成した給料手当内訳書も併せて提出するので、申立期間の記録を支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年5月、3年6月及び13年2月から14年10月までについては、申立人が所持するA社の給料支払明細書及び給料手当内訳書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれ

れに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書及び給料手当内訳書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成2年5月は44万円に、3年6月及び13年2月から14年2月までは38万円に、同年3月から同年10月までは34万円に訂正することが必要である。

一方、昭和63年6月から平成元年2月まで、同年4月及び同年5月、同年7月から2年4月まで、同年6月及び同年7月、同年12月、3年2月から同年5月まで、同年7月から同年12月まで、5年8月及び同年9月、同年11月及び同年12月、6年7月、7年7月、10年5月から同年12月まで、11年5月から12年1月まで、同年3月から同年7月まで、同年10月及び13年1月の標準報酬月額については、給料支払明細書又は給料手当内訳書で確認できる事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額若しくは低額であることが認められ、上記期間以外の給料支払明細書が無い期間についても前後の給料支払明細書で確認できる控除額から推認した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額若しくは同額であることがうかがえることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の平成2年5月、3年6月及び13年2月から14年10月までの厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が実際の給与より低い報酬月額で届け出たと回答していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月30日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月30日から同年2月1日まで
② 平成8年5月31日から同年6月1日まで

ねんきん特別便によると、昭和55年2月1日にA社B本社から同社C支社に異動したときの同社B本社での同年1月の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

また、平成8年5月31日にD社（現在は、E社）のF職を退任したが、同年5月の被保険者記録が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録、G健康保険組合の記録及び退職者社内歴から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和55年2月1日に、同社B本社から同社C支店へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B本社における昭和54年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管している、

申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和 55 年 1 月 30 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人は、平成 8 年 5 月 31 日に D 社の F 職を退任したと述べている。

しかし、D 社に係る商業登記簿謄本において、申立人は、平成 8 年 5 月 24 日に F 職を辞任していることが確認できる。

また、E 社は、「当社は、申立人が平成 8 年 5 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した届出を行っており、同年 5 月の厚生年金保険料は給与から控除していない。」と回答している。

さらに、H 健康保険組合は、「申立人は、平成 8 年 5 月 31 日から当健康保険組合の任意継続被保険者となっている。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年6月1日から4年9月11日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、9万8,000円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月1日から3年6月1日まで
② 平成3年6月1日から4年9月11日まで

私は、昭和63年6月1日から平成4年9月10日までA社に勤務していた。勤務期間中の標準報酬月額が、2年3月から3年5月までが9万8,000円、同年6月から4年8月までが8万円となっているが、2年3月から同年9月までが44万円、同年10月から3年9月までが47万円、同年10月から4年8月までが53万円と記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の標準報酬月額を、当初、申立人が主張する平成2年3月から同年9月までは44万円、同年10月から3年9月までは47万円、同年10月から4年8月までは53万円と記録していたところ、同年2月17日付けで、2年3月に遡って標準報酬月額を9万8,000円に引き下げ（以下「1回目の遡及訂正処理」という。）、その後、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年4月30日）より後の同年6月15日付けで、3年6月から4年8月までの標準報酬月額を8万円に引き下げている（以下「2回目の遡及訂正処理」という。）ことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、上記の1回目の遡及訂正処理の時点では同社の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「当時A社は、経営が切羽詰った時期であり、親族一同で債務

を負担する必要に迫られていた。」と供述していることから、申立人は、同社の代表取締役として、当該遡及訂正処理に同意していたものと考えられる。

他方、上記の登記簿謄本から、申立人は、2回目の遡及訂正処理日においてはA社の監査役であったことが確認できるものの、オンライン記録から、申立人は、同日において、既に別の事業所であるB社に係る厚生年金保険被保険者となっていることから、申立人は同日において、A社の事業運営には直接関わる立場になく、当該遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、2回目の遡及訂正処理に合理的な理由は無く、当該遡及訂正処理は有効な記録訂正であったとは認められないことから、申立人の平成3年6月から4年8月までの標準報酬月額は、当該訂正処理前の記録である9万8,000円であったと認められる。

一方、1回目の遡及訂正処理については、上記のとおり、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えられることから、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 20 年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は 9 万 8,000 円とされているが、申立人の同年 6 月の資格取得時の標準報酬月額は 26 万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の A 社における年金額の計算の基礎となる標準報酬月額に係る記録を同年 6 月から同年 8 月までは 26 万円に訂正することが必要である。

また、申立人は平成 20 年 7 月 10 日に係る標準賞与額 1 万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 1 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 6 月 18 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成 20 年 7 月 10 日

私は、平成 20 年 6 月 18 日に A 社へ入社し、22 年 6 月 30 日まで勤務していたが、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されている。また、20 年 7 月 10 日に賞与が支給されているのに厚生年金保険の記録が無い。給与明細書及び賞与支払明細書を提出するので、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険

法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①及び②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、当該期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、9万8,000円と記録されている。しかし、申立人が所持する給与明細書及びA社が年金事務所に提出した賃金台帳によると、厚生年金保険被保険者資格を取得した月の翌月（資格取得月の平成20年6月は3日分の支払のみであるため平常の支払額とはならない。）の同年7月及び同年8月は、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

また、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に照会したところ、「後日、事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額が著しく相違していることが判明した場合は、賃金台帳、出勤簿等において確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」と回答している。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年6月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人が所持する賞与支払明細書により、平成20年7月10日に係る標準賞与額（1万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間における標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成 20 年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は 9 万 8,000 円とされているが、申立人の同年 6 月の資格取得時の標準報酬月額は 24 万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の A 社における年金額の計算の基礎となる標準報酬月額に係る記録を同年 6 月から同年 8 月までは 24 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 23 日から同年 9 月 1 日まで

私は、平成 20 年 6 月 23 日に A 社へ入社し、22 年 7 月 20 日まで勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、当該期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、9 万

8,000 円と記録されている。しかし、申立人が所持する給与明細書及びA社が年金事務所に提出した賃金台帳によると、厚生年金保険被保険者資格を取得した月の翌月の平成20年7月及び同年8月は、標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

また、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に照会したところ、「後日、事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額が著しく相違していることが判明した場合は、賃金台帳、出勤簿等において確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」と回答している。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年6月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和25年12月1日から26年5月1日までの期間について、C社の事業主は、申立人が25年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年12月1日から29年8月30日まで
年金事務所の記録によると、A事業所B出張所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同事業所B出張所では、正社員として、D職に従事していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和25年12月1日から26年5月1日までの期間については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、同一生年月日の基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、申立人が同僚であったとして名前を挙げた2名は、上記被保険者名簿において、C社の厚生年金保険被保険者であることが確認できる上、同社に係る商業登記簿謄本において、同社はA事業所に係る関連業務の実施を事業目的とする旨の記載が確認できることから、申立人がC社の社員としてA事業所B出張所に勤務していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和25年12月1日に厚生年金保険被保険者の資

格を取得し、26年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から3,500円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和26年5月1日から29年8月30日までの期間については、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、上記の同僚2名の連絡先も不明であり、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人は厚生年金保険料を控除された事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和38年7月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を3万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月1日から38年7月1日まで
② 昭和38年7月1日から同年10月1日まで

私がA社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、直前の標準報酬月額と比べ低額となっているが、報酬額が下がったことは無く、申立期間当時は高度成長期でもあり、下がること自体考えられない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は昭和37年10月1日に定時決定により3万円と記録されていたところ、38年7月1日に1万8,000円に随時改定され、同年10月1日に3万6,000円と定時決定が記録されていることが確認できる。

一方、申立人は、「長期の病欠や賞罰の対象になったことは無い。」と述べている。

また、昭和38年7月1日の随時改定における1万8,000円は同年4月から同年6月までの報酬月額が基礎とされ、同年10月1日の定時決定における3万6,000円は同年5月から同年7月までの報酬月額が基礎とされており、その算定の基礎となる3か月のうち、2か月（同年5月及び同年6月）が重複しているにもかかわらず、このような標準報酬月額のかい離が発生するとは考え難い。

さらに、A社を管轄する年金事務所に照会したところ、昭和38年10月の定時決定において標準報酬月額を3万6,000円と算出されていることか

ら、同年7月の随時改定における標準報酬月額が1万8,000円について、考え難い標準報酬月額であり、誤記入と考えることも不自然ではないと回答している。

加えて、上記事業所別被保険者名簿において申立人の上段に記載されている被保険者は、昭和38年7月1日の随時改定において、標準報酬月額が1万8,000円と記載されており、当該被保険者の標準報酬月額を申立人の標準報酬月額の欄に誤記入した可能性が高いと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②に係る標準報酬月額を3万6,000円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、A社における当該期間の標準報酬月額が、その前の期間の標準報酬月額と比較して低下しているが、高度成長期においては不自然であり、下がることは考えられないと主張している。

しかしながら、上記事業所別被保険者名簿を確認したところ、定時決定時に記載されている標準報酬月額が、その前の期間における標準報酬月額より低額となっている被保険者が申立人の記憶する同僚を含め多数存在する。

また、同僚に照会しても標準報酬月額が給与額と差異があることを証言する同僚はいないほか、当該事業所別被保険者名簿に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡った訂正処理等の形跡は見られない。

さらに、事業主は、当時の資料が無いと回答しており、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 1 日から 32 年 9 月 1 日まで
② 昭和 33 年 2 月 10 日から同年 9 月 17 日まで
③ 昭和 38 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で年金の受給手続をした際、脱退手当金として支給済みの期間があることを知った。

私は、その時まで脱退手当金制度を知らず、いつどのように支払われたのか分からない。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②と③の間及び申立期間③より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっていること、また、未請求となっている2回の被保険者期間のうち、1回の被保険者期間は48か月と長期間であることから、これらを失念するとは考え難い上、2回の未請求期間は当該脱退手当金の最終事業所と同一の番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年3か月後の昭和43年11月4日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と46円相違

している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年3月7日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月30日から8年3月7日まで

私は、平成5年4月から9年3月末までB職としてA社に勤務していたが、8年3月に同社の社長から「経営不振につき、今後は厚生年金保険の適用事業所ではなくなる。」と言われ、その際に全社員の厚生年金保険被保険者資格が喪失されたはずであるにもかかわらず、オンライン記録では7年9月30日が厚生年金保険の資格喪失日となっているのはおかしいので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年3月7日付けで、申立人の7年10月1日の定時決定の記録を取り消した上で、同社における厚生年金保険の被保険者資格を同年9月30日に遡って喪失させる処理が行われていることが確認できる。

また、A社の申立人を含む従業員90名においても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人が平成7年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理日である8年3月7日とする

ことが必要であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の申立人のA社における社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年3月7日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月30日から8年3月7日まで

私は、平成7年4月から12年2月20日までB職としてA社に勤務していたが、8年3月に同社の社長から「経営不振につき、今後は厚生年金保険の適用事業所ではなくなる。」と言われ、その際に全社員の厚生年金保険被保険者資格が喪失されたはずであるにもかかわらず、オンライン記録では7年9月30日が厚生年金保険の資格喪失日となっているのはおかしいので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年3月7日付けで、申立人の7年10月1日の定時決定の記録を取り消した上で、同社における厚生年金保険の被保険者資格を同年9月30日に遡って喪失させる処理が行われていることが確認できる。

また、A社の申立人を含む従業員90名においても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人が平成7年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理日である8年3月7日とする

ことが必要であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の申立人のA社における社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 26 日から 42 年 2 月 16 日まで
② 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、58 歳の時に社会保険事務所（当時）から年金記録の確認をするように通知が来たので、K 社会保険事務所に行き、その時初めて脱退手当金を受給したことになることを知った。A 社（現在は、C 社）では E 県 F 地区にあった工場が G 県に移転になったため異動し、夫と職場結婚をしたことから昭和 42 年 2 月 15 日に同社を退職した。その後、当時の住まいの近くにあった B 社（現在は、D 社）に入社し H 地区の仮店舗であった同社 I 店でしばらく勤務し、新しくできた同社 J 店に移った。脱退手当金を受給した覚えはないので、調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立てに係る A 社及び B 社に勤務した期間のうち、それぞれ一部の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、同一事業所における被保険者期間のうち、A 社及び B 社のいずれについてもその一部の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間のうち同社 I 店における被保険者期間は、申立期間①及び②の被保険者期間と同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、昭和 42 年 4 月 * 日に婚姻し改姓しており、申立期間

の脱退手当金は改姓後の姓で請求されたものと考えられるが、B社I店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、同年6月14日付けで氏名変更処理が行われているにもかかわらず未請求であるところ、支給対象期間である申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされていないにもかかわらず請求済みとなっていることは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、B社に在籍中であった昭和45年2月7日に払い出されており、脱退手当金の支給決定が行われたとされている日（同年12月11日）を含む同年4月から47年9月までの国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 10 日から 39 年 8 月 26 日まで
日本年金機構からの通知で、A 事業所に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶が無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 10 か月後の昭和 43 年 7 月 1 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、脱退手当金の支給決定日と申立期間の間にある 2 回の被保険者期間及び申立期間より前の 3 回の被保険者期間についてはその計算の期間とされておらず、未請求となっている。

さらに、申立人が、6 回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、特に、支給日直前の被保険者期間（18 か月）を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 45 年 1 月 21 日まで
厚生年金保険の記録によると、事業所を退職してから 2 年余り経過してから脱退手当金が支給された記録になっているが、もし私が請求するとしたら、退職時に行ったはずであるのでおかしい。
調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 2 か月後の昭和 47 年 3 月 10 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理されておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 45 年 8 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 16 日まで
② 昭和 36 年 6 月 1 日から 37 年 3 月 6 日まで
③ 昭和 37 年 3 月 6 日から同年 7 月 31 日まで

A 社、B 社及び C 社に係る厚生年金保険被保険者期間の記録が脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 年 10 か月後の昭和 42 年 6 月 9 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 39 年 3 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月22日から36年6月15日まで
② 昭和36年6月15日から38年4月20日まで
日本年金機構から脱退手当金のはがきが届き、A社に係る厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みの記録となっていることを知った。私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和39年4月17日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の事業所別被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和37年3月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2社に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、3社に係る被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、未請求の2社に係る56か月の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 25 日まで
私は、昭和 19 年 1 月 20 日付けで A 社（現在は、B 社）に勤務し、終戦による混乱で故郷の C 県に帰るため、自己都合で離職した。脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の資格喪失日時点の脱退手当金の支給要件は、厚生年金保険法第 48 条の規定により「被保険者期間 3 年以上 20 年未満の者が死亡又は資格を喪失したとき」であったが、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 8 月 31 日までの期間においては、厚生年金保険法施行令第 22 条の 2 の規定に該当すれば、被保険者期間が 3 年に満たなくとも、脱退手当金を受給することが可能であった。しかし、申立人は自己の都合により退職したと述べているところ、当該脱退手当金の支給対象となる厚生年金保険被保険者資格喪失要件に自己の都合によるものは無い上、申立人が記載されている A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも同法により支給された記載は確認できない。

また、上記被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び前後 10 ページで、脱退手当金が支給されたことが記載されている男性のうち、オンライン記録で確認できる男性が 12 名いるが、うち 10 名はオンライン記録に当該脱退手当金の支給記録は反映されておらず、その理由は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 1 日から同年 9 月 11 日まで
② 昭和 40 年 7 月 6 日から 42 年 8 月 21 日まで

私は、平成 20 年 2 月に届いた「ねんきん特別便」を確認したところ、A 社、B 社及び C 社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が脱退手当金支給済みの記録となっていた。日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、ねんきん特別便と同じ記録となっていたが、私は、C 社の期間については脱退手当金を受け取った記憶はあるが、申立期間の脱退手当金の手続を行った記憶は無いし、受け取った記憶も無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 15 か月後の昭和 43 年 11 月 6 日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び②の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、3 回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、申立期間①及び②の間の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている期間の被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は昭和 43 年 11 月 6 日に支給決定された

こととなっているが、申立人がその直前の同年9月10日から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から3年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成2年2月から同年12月までの厚生年金保険の標準報酬月額が8万円に引き下げられていた。実際に受け取っていた給料額に比べ低いので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年1月16日より後の同年3月2日付けで、2年2月から同年9月までを8万円に、4年3月4日付けで、2年10月から同年12月までを8万円に減額訂正処理されていることが確認できる上、申立人のほかに、22名の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、A社の元代表者は、「バブル経済崩壊後、平成3年から4年にかけて当社は経営状況が厳しく厚生年金保険料の滞納があり、従業員の標準報酬月額を減額して滞納保険料に充てることとした。」と回答している。

さらに、商業登記簿謄本により、申立人は、平成元年2月14日から2年12月13日までA社の取締役役に就任していることが確認できるが、同社の複数の元従業員は、「申立人は、営業担当であり、厚生年金保険関係事務には無関係な立場であった。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような減

額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和63年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成元年9月1日まで
私が、A社に勤務していた昭和63年4月1日から平成3年4月21日までの基本給は、月額39万5,000円であったにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が32万円となっており納得できない。申立期間の標準報酬月額を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和63年10月の標準報酬月額については、事業主が提出した給与支給一覧表で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の昭和63年10月に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、「厚生年金保険料納付につい

ては不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給一覧表で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和63年11月から平成元年8月までの標準報酬月額については、事業主が提出した給与支給一覧表に記載された報酬月額に見合う標準報酬額はオンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、給与支給一覧表に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬額はオンライン記録の標準報酬月額に一致していることが確認できることから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

A社（現在は、C社）B事業所の事業主は、申立人が昭和41年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の同社B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和29年4月1日から平成5年8月31日までA社に勤務していたが、同社から同社B事業所に転勤した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

辞令を添付するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、昭和29年4月1日から平成5年8月31日まで（途中、昭和41年11月1日から42年10月31日まで関連会社に出向）A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する辞令から、昭和41年10月1日にA社B事業所に転勤となり、同年11月1日にD社に出向していることが確認できる。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ生年月日が同一の者が、昭和41年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

加えて、上記被保険者名簿の記録は、オンライン記録として管理されておらず、厚生年金保険被保険者記号番号のうち、記号は異なるものの、番

号は、申立期間前後の期間における申立人の番号と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者記録は、申立人の記録であることが認められ、A社B事業所の事業主は、申立人が、昭和41年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和37年8月1日にA社C工場から同社D工場に転勤したが、その際の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管している人事記録カードから判断すると、申立人がA社において継続して勤務し（昭和37年8月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年6月の社会保険事務所（当時）の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しているが、同社が保管しているA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日が昭和37年7月31日と記載されている上、事業主が資格喪失日を同年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月

の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和54年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和50年12月4日から54年8月31日までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与支給明細書及び退職金支給通知書を所持しており、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書及び退職金支給通知書から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、昭和54年9月25日に支給された給与支給明細書において厚生年金保険料の控除が確認できる。

さらに、A社は、「厚生年金保険料は、翌月控除である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する上記の給与支払明細書の保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は当時の資料が無く不明としているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の離職日の翌日となっている上、B健

康保険組合が保管する A 社が提出した健康保険被保険者資格喪失届から、申立人の資格喪失日を昭和 54 年 8 月 31 日として届け出ていることが確認でき、これらの喪失日に係る記録が一致しているところ、社会保険事務所（当時）、公共職業安定所及び健康保険組合が誤って資格喪失日を同日と記録したとは考え難いことから、事業主が同年 8 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 6201

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで
オンライン記録では、私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 32 万円と記録されているが、入社以来一度も給与額は下がったことは無い。また、申立期間前後の標準報酬月額は 53 万円と記録されており、申立期間の標準報酬月額は入力間違いだと思われるので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 32 万円となっている。

しかし、B 厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届及び C 健康保険組合に係る申立人の被保険者記録において、申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する 53 万円であることが確認できる。

また、B 厚生年金基金の事務担当者は、申立期間当時の届出用紙は複写式であったと証言していることから、A 社は、B 厚生年金基金に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たと認められることから、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る B 厚生年金基金の記録から、53 万円とすることが必要である。

神奈川厚生年金 事案 6202

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から同年10月1日まで

私の夫は、A社に昭和39年4月1日から平成13年9月1日まで勤務していた。定年退職するまで、同社B支店から同社C支店への異動はあったものの、辞めること無く継続して勤務していたにもかかわらず、ねんきん定期便の記録によると同社C支店に異動した昭和45年9月の厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主が提出した人事個人票、社員名簿及び申立人が所持する給与明細書から、申立人はA社に継続して勤務し(昭和45年10月1日に、同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の厚生年金保険料控除額から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について

も、納付していないと認めていることから、事業主が昭和 45 年 9 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年9月1日から同年11月10日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年9月1日から同年11月10日まで
② 平成7年11月10日から8年2月1日まで

私は、A社B支店に平成7年9月1日から8年1月31日まで勤務していた。当時の給与額は18万円であったにもかかわらず、ねんきん定期便では、9万2,000円に引き下げられている。調査の上、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、平成7年11月10日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているため、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初18万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年4月30日）より後の同年6月6日付けで、遡及して9万2,000円に減額訂正処理されている上、申立人と同様に同社で厚生年金保険被保険者記録のある60名が同日付けで9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の元取締役及び複数の元社員は、「当時、同社の経営状態は悪く、資金繰りに苦労していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂

正することが必要と認められる。

申立期間②について、申立人はA社に当該期間においても継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人に係る雇用保険被保険者加入記録では、A社における被保険者期間は平成7年8月1日から同年11月9日までとなっている。

また、A社の事業主、申立人が名前を挙げた同社B支店の上司及び同僚に対する文書照会では、いずれも回答を得られなかったことから、上記元取締役及び同社B支店に勤務していたとする元社員6名に対し文書照会を行ったが、いずれも申立人が当該期間において、同社B支店に継続して勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 1 日から 41 年 9 月 26 日まで
② 昭和 42 年 1 月 12 日から 44 年 1 月 21 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、A社及びB社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みの記録であることを知った。当時は、脱退手当金の存在は知らず、請求手続をした覚えも受け取った覚えも無い。

また、将来のことを考え、A社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金の保険料を納めた。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所であるA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票とその前後 20 ページに記載されている脱退手当金の受給資格を満たしている女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失している者は 17 名おり、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は 5 名であることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の一つの事業所に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされており、申立人が、三つの事業所に係る被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時

脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

ねんきん定期便と照合したところ、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、私が所持している給与明細書から確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び事業所提出の賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って 13 万 4,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、また、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書においても、報酬月額が 13 万 4,000 円と記録されていることが確認できることから、事業主が 13 万 4,000 円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、125万7,000円から131万1,000円に訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成18年12月8日の記録を、131万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（125万7,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

私は、平成18年10月にA社に入社し23年3月まで勤務していたが、18年12月8日に支給された賞与について同社が届出を誤ってしまったとの説明を受けた。本来の賞与金額に基づく、標準賞与額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、131万1,000円（平成18年12月8日支給分）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に賞与支払届の提出を誤って行ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月20日から同年3月20日まで

私は、A社に昭和29年3月に入社して定年まで勤務していたが、この間に一度も同社を退職したことは無いのに、同社に係る厚生年金保険の記録では、申立期間の被保険者記録が無い。わずか1か月のことであるが、私としては納得できない気持ちが強く、当時の給与明細書を確認したところ、同年3月27日に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるし、当時の辞令も提出するので調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事異動に関する通達並びに申立人から提出のあった辞令及び給与明細書により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年2月20日に同社C工場から同社B工場に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年10月まで

私は、昭和43年の秋頃に、私の夫が勤務していた会社から、従業員の妻も年金に加入するように勧められたので、国民年金に加入した。国民年金の加入手続については同会社で行われ、44年1月からは、毎月集金人が自宅に国民年金保険料を集金に来るようになった。私は、そのときから、保険料を納付しており、改めて46年11月に国民年金の加入手続を行っていない。申立期間が未加入期間とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続については、その夫が勤務していた会社で行われたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に関与していない上、同会社では、従業員の妻の国民年金の加入手続を行っていたかどうかについて確認できないとしているなど、申立人の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和46年11月と推認され、同手続が完了してから訪問することになる集金人が、44年1月から来るようになったとする申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者の妻で、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、任意加入の場合、申立人が国民年金に加入したと推認される昭和46年11月から遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできず、任意の未加入期間である申立期間の国民年金保険料を遡って納付することもできない。したがって、当該期

間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から任意加入手続の時期まで、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、オンライン記録同様、申立期間当時の様式であり、申立人が現在も所持している国民年金手帳にも、国民年金の被保険者資格取得日が昭和 46 年 11 月 30 日と記載され、同年 10 月以前の検認記録欄には「支払不要」の印が押されている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から 63 年 9 月まで

私は、会社を退職してしばらくした昭和 63 年頃に、国民年金保険料を納付するように書類が届いたため、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、私が、市役所内の銀行の派出所で納付書により申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した。

私は、会社を退職してからずっと確定申告を行っており、遡ってまとめて納付した申立期間の国民年金保険料についても、社会保険料控除として申告している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職してしばらくした昭和 63 年頃に、国民年金保険料を納付するように書類が届いたため、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 2 月頃に払い出されていること、ii) 申立期間直後の昭和 63 年 10 月から同年 12 月までの保険料が、平成 3 年 1 月に納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年同月頃であると推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、市役所内の銀行の派出所で納付書により申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、i) 申立人は、

申立期間の保険料の納付金額について、具体的に憶^{おぼ}えていないこと、ii) 申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される平成3年1月頃の時点において、保険料を遡^{さかのぼ}って納付することが可能であった昭和63年10月から平成2年12月までの保険料が、3年1月から同年9月までの間に納付されていることが確認できることから、申立人が遡^{さかのぼ}って納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが合理的であり、申立人が申立期間の保険料を遡^{さかのぼ}って納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5872

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 2 月に会社を退職した。同時期に夫も退職し、自営業を始めたため、同年 5 月の入籍の頃に、区役所で、私が夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 5 月の入籍の頃に、区役所で、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、自身が、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、49 年 11 月頃と推認でき、その時点で申立期間の一部は、時効により保険料を納付することができない上、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人は、加入手続を行ったとする時期から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5873

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 2 月に会社を退職し、自営業を始めた。妻も同時期に会社を退職したため、同年 5 月の入籍の頃、区役所で、妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 5 月の入籍の頃に、区役所で、その妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、49 年 11 月頃と推認でき、その時点で申立期間の一部は、時効により保険料を納付することができない上、夫婦二人分の保険料を納付していたとするその妻は、遡って保険料を納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5874

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 62 年 3 月まで

私の元妻は、私が昭和 59 年 5 月に会社を退職した後に、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、元妻が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 5 月に会社を退職した後に、その元妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする元妻は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人及びその元妻が居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表では、夫婦の国民年金保険料の納付行動は一致していることが確認できるが、元妻も当該期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から46年9月まで

私が20歳になった昭和41年*月頃に、現在も勤務している会社の当時の社長が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。その後は、勤務先に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。46年4月に結婚してからは、妻が、自宅に来た集金人に私の保険料を納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和41年*月頃に、現在も勤務している会社の当時の社長が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする当時の社長は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和46年10月頃であると推認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、同年8月に払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後は、勤務先に来ていた集金人に国民年金保険料を納付し、昭和46年4月に結婚してからは、その妻が、自宅に来た集金人に申立人の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、同年10月であることが、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認でき、オンライン記録においても、申

立人が、申立期間当時、国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの期間、47年7月から48年3月までの期間及び63年11月から平成4年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和55年4月から59年3月までの期間及び60年4月から63年10月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から45年3月まで
② 昭和47年7月から48年3月まで
③ 昭和55年4月から59年3月まで
④ 昭和60年4月から63年10月まで
⑤ 昭和63年11月から平成4年2月まで

私は、昭和43年頃、当時住んでいたA市の市役所で、国民年金の加入手続を自分で行った。その際、窓口で年金手帳を交付されたことを覚えている。また、私の父親が、同年4月から45年3月まで、私の国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に金融機関の窓口で納付してくれていた。

会社を退職した昭和47年7月からの国民年金については、転居したB市C区の区役所で新規に加入手続を行った。国民年金保険料は、区内の金融機関で納付書に現金を添えて納付していたが、48年7月から56年3月までは、C区役所で保険料の免除の申請をしており、A市へ転居後も引き続き、免除の申請を行っていた。その後、B市C区へ転居した際も、長女の児童手当の申請と一緒に免除の申請をしていたが、63年*月からは、保険料の免除の対象に該当しなくなったので、金額等は全く覚えていないが、保険料をC区内の金融機関の窓口で納付書により納付していた。

申立期間①、②及び⑤の国民年金保険料が未納とされ、申立期間③及び④の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の加入手続を自分で行い、その父親が、金融機関の窓口で、申立人の国民年金保険料を納付書により納付してくれていたと述べているが、申立人は、加入手続についての具体的な記憶が無い上、当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその父親は、既に他界しているため、当該期間の保険料の納付状況は不明であることに加えて、申立人は、当該期間の一部の期間について、当委員会に対して厚生年金保険についての記録確認に係る申立てを同時に行っており、申立人の主張には矛盾がみられる。

また、申立人は、昭和43年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続時期は、48年7月頃であると推認され、申立内容と一致しない上、推認される加入手続時点において、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、C区内の金融機関の窓口で、納付書により国民年金保険料を納付していたとしているが、当時居住していたとするB市において、納付書による保険料の納付が可能となったのは昭和50年4月からであることから、申立人の主張と一致しない。

申立期間⑤について、申立人は、昭和63年*月頃にその子供が18歳になり、国民年金保険料の免除が取消しとなったので、区役所から送付されてきた納付書により、金融機関で保険料を納付していたと述べているが、保険料の免除の承認は、申立人が主張するように、免除申請者の子供の年齢に基づいて行われるのではなく、保険料免除の承認基準に照らし合わせ行うこととされていることから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人が申立期間①、②及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間③及び④について、申立人は、昭和48年7月に国民年金保険料の免除の申請手続を行ったことにより、当該期間についても引き続き保険料が免除されていたはずであると述べているが、保険料の免除の申請手続は毎年行う必要があり、申立人は、同手続を毎年は行っていなかったと述べていることから、当該期間における免除の申請手続の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間③及び④当時、毎月、区役所で申請免除用の

小さい手帳に判子を押してもらっていたと述べているが、国民年金保険料の免除について、申立人が主張するように、毎月区役所へ行き、申請免除用の小さい手帳に判子を押すというような事務手続が発生することはない。

さらに、申立期間③のうち、申立人は、昭和 57 年 9 月から同年 11 月までの期間について、当委員会に対して、厚生年金保険についての記録確認に係る申立てを同時に行っており、申立人の主張には矛盾がみられる。

加えて、申立期間③及び④の国民年金保険料の納付が免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料の納付が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間③及び④の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5877

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 61 年 4 月に結婚し、転居先の区役所で国民年金の加入手続を夫婦一緒に行った。国民年金保険料については、妻が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月に結婚し、転居先の区役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は妻と近接した番号で払い出されており、夫婦の国民年金の加入手続が行われた時期は、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成元年 8 月と確認でき、その時点で申立期間の一部は、時効により保険料を納付することができない期間である上、夫婦二人分の保険料を納付していたとするその妻は、遡ってまとめて保険料を納付した記憶は無いと述べている。

また、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて、同一区内に居住していた申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、一緒に納付していたとする申立人の妻についても、申立期間の国民年金保険料が未納となっている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から5年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、時期は定かではないが、申立期間当時に、保険料を納付するようになった。

申立期間の国民年金保険料の納付について、細かいことは憶^{おぼ}えていないが、手元にお金があるときには、何箇月分かをまとめて納付^{おぼ}したことは憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、時期は定かではないが、申立期間当時に、保険料を納付するようになったと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行わなければならないところ、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年4月に払い出されていることが確認できること、ii) 申立期間後の6年4月から同年6月までの保険料が、7年4月に納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認され、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立人が、申立期間当時に国民年金の加入手続を行っていたとは考え難い。

また、申立人は、国民年金保険料の納付金額、納付時期、納付場所についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から8年3月まで

私は、申立期間当時は学生であったが、平成6年又は7年頃に区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私の両親にお金を準備してもらい、8年3月に大学を卒業するまでの間に、私が2回に分けて遡ってまとめて納付した。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年又は7年頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、8年3月に大学を卒業するまでの間に、申立期間の国民年金保険料を2回に分けて遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付時期及び納付方法等についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 4 月に、私の夫から国民年金の加入を勧められたことを契機に、市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続を行った際に、市役所の職員から「今であれば、納付していなかった保険料を遡って納付できる。」と教えてもらったので、その場で遡ってまとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月に、市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その場で遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付金額の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳及び申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者索引簿では、申立人は、昭和 50 年 4 月 10 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、その時点で申立期間のうちの大半の国民年金保険料は、特例納付及び過年度納付によらなければ納付することができないが、同市役所の支所で特例納付及び過年度納付をすることはできなかったことから、申立人の主張と一致しない。

さらに、前述のとおり、申立期間は、国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年4月の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月

私は、平成17年4月頃、市役所で申立期間の国民年金保険料の学生納付特例の申請を行った。

私は、学生納付特例の申請を行ったにもかかわらず、申立期間が学生納付特例により納付猶予されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年4月1日に国民年金第2号被保険者から第1号被保険者に種別変更後、同年同月28日に国外に転出しており、その翌日に同資格を喪失しているが、制度上、第1号被保険者に種別変更後、同一月内に海外転出に伴い同資格を喪失した場合、当該月は被保険者期間に算入されず、国民年金保険料の納付義務が生じないことから、学生納付特例制度の対象とはならない。

また、申立人は、平成17年4月頃、市役所で申立期間の国民年金保険料の学生納付特例の申請を行ったと述べているが、申立人が当該期間当時居住していた市では、同申請の受付は無いとしている上、オンライン記録等からも、その形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間について、学生納付特例を申請していたことを示す関連資料は無く、ほかに学生納付特例を申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から50年9月まで

私は、24歳の頃、姉から国民年金に加入することを勧められ、区役所で加入手続を行った。加入手続の際、同区役所の係の方から「国民年金保険料を遡って納付することができる。」と聞き、そのときはお金の持ち合わせが無かったので、その後、保険料を最初まで遡って納付した。私は、保険料を、最初まで遡って納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、24歳の頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後に、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続は、昭和52年7月に行われたと推認され、申立人が述べる時期と一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される時点では、特例納付制度による国民年金保険料の収納は実施されておらず、申立期間のほとんどは、時効により保険料を納付することができない期間である上、当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、申立期間の始期から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後、国民年金保険料を遡って納付した記憶はあるものの、申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付金額などを憶えておらず、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 1 月まで

私は、昭和 57 年 7 月に会社を退職した際、将来年金を受給するために厚生年金保険から国民年金へ切り替えることが重要だと人事担当者に説明を受けたことから、国民年金に加入することとし、同年同月か同年 8 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、その場で同年 7 月の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料は、私が母親に前もって渡した 2 か月分の保険料相当額 1 万 1,660 円を、母親が 2 か月ごとに集金に来た区の金銭出納員に納付し、領収書を受け取った。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 7 月に退職した後、同年同月又は同年 8 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、その場で同年 7 月の国民年金保険料を納付し、申立期間の保険料は、2 か月ごとに 1 万 1,660 円をその母親に渡し、母親が集金人に納付していたと述べている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人は、同年 12 月に、国民年金の加入手続を行ったと推認されることから、加入手続時期に関する申立人の主張とは一致していない。

また、現在納付済みとされている昭和 57 年 7 月の国民年金保険料は、58 年 3 月の保険料として収納された保険料が、同年同月は申立人が厚生年金保険の被保険者であったため、国民年金保険料の納付義務は無かったことから、その時点で未納であった 57 年 7 月の保険料に充当され納付済みとされてい

ることが、申立人の特殊台帳に記録されており、保険料の納付状況についても、申立人の主張との不一致が認められる。

さらに、このように、国民年金の加入手続時期及び加入手続時点の国民年金保険料の納付状況に関する申立人の主張が、当時の状況等と一致していないことに加え、申立期間の保険料額についても、当時の保険料額と申立人の主張は必ずしも一致していないことを踏まえると、申立人が2か月ごとの保険料相当額をその母親に渡し、母親が集金人に納付していたとする申立人の当該期間の保険料の納付状況についての主張のみをもって、母親が当該期間の保険料を納付していたと認めることは難しい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から50年6月まで

昭和50年の春頃、私が大学を卒業して実家に戻った際、私は父親と一緒に市役所に行き、父親が私の国民年金の加入手続を行った。その際、現在所持している年金手帳が発行された。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続の際、知人の市役所の職員から、20歳まで遡って納付できる旨の説明を聞き、納付するために必要な保険料額を計算してもらった。その日か後日かは憶えていないが、父親が2年分の保険料である約10万円を市役所でまとめて納付してくれた。私が結婚するとき、母親から「満額の年金がいただけるようにしてあるから、結婚後も必ず払っていくように。」と言われたことを憶えている。私の年金手帳では昭和47年*月に国民年金に加入したこととなっており、私が20歳になったときから保険料を納付してあるはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年頃、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が20歳になった47年*月からの2年分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと述べているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、52年10月頃と推認されることに加え、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳では、同年同月に50年7月から52年3月までの保険料を遡って納付している記録が確認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人は、所持する年金手帳において、国民年金の「初めて被保険

者となった日」が「昭和 47 年*月*日」と記載されていることから、その直後から申立期間の国民年金保険料を納付しているはずであるとしている。しかし、国民年金の被保険者資格取得日は、加入手続時期及び保険料の納付開始時期にかかわらず、国民年金の強制加入期間の初日まで遡ることから、加入手続時期及び保険料の納付開始時期を示すものではない。

さらに、推認される申立人の国民年金の加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないことから、申立人が当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から平成 3 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から平成 3 年 1 月まで

私は、時期は定かではないが、親に勧められ、当時居住していた区の区役所で、国民年金の加入手続を行ったことを憶えている。そのとき、現年度分及びそれまで国民年金保険料を納付していなかった期間分の納付書を受け取り、その後、毎月、その月の保険料とともに、未納とされていた期間の 1 か月分の合計 2 か月分を納付し続けていたと思う。私は、加入手続後は、その時点で未納とされていた期間の保険料も含めて納付し続けてきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期は定かではないとしており、加入手続後、毎月 2 か月分の国民年金保険料を納付し続けていたとする期間についても憶えていない上、国民年金の加入を勧めたとするその両親から証言を得ることが困難であるため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格記録及び申立人自身の国民年金保険料の納付記録から、申立人の国民年金の加入手続は、平成 5 年 1 月から同年 2 月までの間に行われたと推認され、その時点においては、申立期間のほとんどの保険料は時効により納付することができない。このため、当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、これまで交付された年金手帳は 1 冊のみであるとしている上、申立期間の始期から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別

の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から54年6月まで

私は、昭和44年1月に会社を退職し、少したってから、国民年金の加入手続を行った。国民年金に加入した当初は、国民年金保険料を納付することができなかったこともあったが、49年10月に現在居住している市に転居してからは、生活に余裕ができたこともあり、元妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その元妻が昭和49年10月に、申立人が現在居住している市に、夫婦二人分の国民年金の転入に係る届出を行い、同市で申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人及びその元妻のオンライン記録、申立人の国民年金手帳には、その当時、国民年金の住所変更手続がなされた形跡は無く、同じくオンライン記録によると、国民年金と厚生年金保険の統合及び補正の処理がなされた平成22年に、初めて同市への住所変更処理がなされていることが確認できることから、申立期間当時、同市で保険料を納付することができなかったと考えられる上、その元妻は、納付場所等についての記憶が曖昧で、当該期間当時の納付状況が不明である。

また、上記の理由により、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡も見当たらない上、一緒に保険料を納付していたとするその元妻の当該期間の保険料も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、20歳になった平成2年*月当時、住民票は実家の住所においたままであったが、他県の大学に在学中であったため、私の父親が私の国民年金の加入手続を実家のある町の役場で行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料は、父親が納付書により役場で毎月納付してくれていたが、父親は保険料の月額記憶は無いと言っている。平成3年に私は新聞記事で学生も国民年金に強制加入になったことを知り、両親に相談したところ、既に私の国民年金の加入手続を行い保険料を納付してくれていたことを聞いた。

その後、細かい経緯は憶えていないが、大学在学中に居住していた県で私自身が国民年金の加入手続を行い、私は2冊の年金手帳を所持していた。私が大学卒業後実家に戻った際、母親と一緒に区役所に行き、「年金手帳は2冊はいらないので、1冊は回収します。」と言われ、父親が加入手続をした際に発行された年金手帳は渡してしまった。申立期間の領収書は数年前までとってあったが廃棄してしまった。私の20歳からの国民年金保険料を父親が払ってくれたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成2年*月にその父親が申立人の国民年金の加入手続を実家のある町の役場で行ったと述べているが、申立人の戸籍の附票では、申立人が20歳のときの住民票は実家の住所ではなく、大学在学中に居住していた県にあったことが確認でき、実家のある町の役場では申立人の国民年金の加入手続は行うことはできないことに加え、申立人の加入手続時

期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された強制加入被保険者の国民年金保険料の納付開始日から、3年4月頃と推認されることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立期間当時、申立人は大学生であるため国民年金に加入するとすれば任意加入被保険者として国民年金の資格を取得することとなるが、任意加入被保険者の場合、遡って資格を取得することも国民年金保険料を納付することもできないことから、申立人が主張するとおり平成2年*月に国民年金に加入し、当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一町内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は申立期間において、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、加入手続及び保険料月額等の記憶が曖昧であり、当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から 55 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から 55 年 1 月まで

私は、昭和 54 年 2 月頃に国民年金の任意加入手続を行い、その後、幼稚園に入園した長女の送り迎えのついでに、区役所で 2 か月ごとに国民年金保険料を納付していた。申立期間のうち、同年 4 月から 55 年 1 月までの領収書は紛失して手元に無いが、54 年 2 月及び同年 3 月の領収書は所持している。

私は、昭和 54 年 2 月から国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 2 月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の任意加入手続時期は 55 年 2 月と推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者の妻であり、申立人に付与されている国民年金手帳記号番号は、当該期間当時、国民年金に加入していた形跡は無く、申立人が所持する年金手帳にも、国民年金の被保険者資格取得日が昭和 55 年 2 月 5 日と記載されていることから、申立期間は任意の未加入期間で、任意加入手続を行ったと推認される同年同月以降には、国民年金保険料を遡って納付することができない期間である。

さらに、上記の理由から、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住して

おり、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が所持していると主張する申立期間の始期の昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の領収書は、「昭和 54 年度 2、3 月分」と記載されていることから、国民年金保険料が納付済みである申立期間直後の昭和 55 年 2 月及び同年 3 月の保険料を示すものであり、申立期間の一部の保険料を納付したことを示すものではない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、国民年金制度が始まる少し前の昭和 36 年 1 月頃、市役所から、国民年金の加入を勧めるために 2 名の男性職員が何度か夫婦で経営する店舗へ来ていたことを契機に、同年 4 月に私の妻が市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料は、毎月店舗に集金人が来てくれるようになったので、妻がその集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に妻が市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、毎月店舗に来るようになった集金人にその妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、38 年 3 月頃と推認できる上、申立人夫婦の国民年金被保険者名簿によると、国民年金手帳は同年同月 27 日に交付されていることが確認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号払出時点まで継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の国民年金保険料の納付記録は見当たらない上、申立人夫婦の保険料は、昭和 38 年 4 月から納付されていることが確認できることに加え、保険料の納付は 3 か月ごと又は 6 か月ごとに行われていることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び61年7月から平成元年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和61年7月から平成元年5月まで

申立期間①について、私は、国民年金制度が始まる少し前の昭和36年1月頃、市役所から、国民年金の加入を勧めるために2名の男性職員が何度か夫婦で経営する店舗へ来ていたことを契機に、同年4月に私が市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料は、毎月店舗に集金人が来てくれるようになったので、私とその集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間②について、私は、昭和61年6月に会社を退職したことを契機に区役所で国民健康保険の加入手続を行い、同時に国民年金の切替手続を行った。申立期間②の国民年金保険料は、区役所から送付される納付書により金融機関で毎月納付していたか、私の金融機関からの口座振替によって納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和36年4月に申立人が市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、毎月店舗に来るようになった集金人に申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、38年3月頃と推認できる上、申立人夫婦の国民年金被保険者名簿によると、国民年金手帳は同年同月27日に交付されていることが確認できることから、

加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間①から手帳記号番号払出時点まで継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①の国民年金保険料の納付記録は見当たらない上、申立人夫婦の保険料は、昭和38年4月から納付されていることが確認できることに加え、保険料の納付は3か月ごと又は6か月ごとに行われていることから、申立内容と一致しない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和61年6月に会社を退職した後に、区役所で国民健康保険の加入手続を行い、同時に国民年金にも加入していたと主張しているが、オンライン記録によると、同年7月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることに加え、同資格を喪失してから、平成元年6月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間中に、申立人が国民年金への切替手続を行った形跡が見当たらないことから、申立期間②は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

また、申立人が国民健康保険の被保険者資格を取得したのは、平成9年8月であり、申立期間②当時、申立人の国民健康保険の加入歴は確認できないことから、申立内容と一致しない。

- 3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5891

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から49年3月まで

私の母親が、昭和46年3月に、市役所で私の国民年金の加入手続きを行ったと聞いていた。申立期間の国民年金保険料については、実家から母親が年に一、二度私の当時居住していた市に来て、納付金額については分からないが金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、その両親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和46年3月に、その母親が国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から51年6月に行われたものと推認でき、その時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことに加え、申立人は、申立期間当時の年金手帳についての記憶が無いと述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5892

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 55 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 49 年*月頃、母親から、国民年金に加入するように勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、母親から保険料をもらって、納付書により毎月、金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 49 年*月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から 55 年 4 月頃と推認でき、その時点で、申立人は 49 年*月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられることから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、「諸届書の処理」の資格取得届の受付欄には、「55. 4. 3」の記載が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したことは無いと述べている上、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月まで

私が学校を卒業したことを契機に、昭和 54 年 4 月頃に、母親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行い、付加年金の加入の申出も併せて行ってくれたと思う。その後、母親が、私の定額保険料及び付加保険料と母親の定額保険料と一緒に納付していたと思う。申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学校を卒業したことを契機に、昭和 54 年 4 月頃に、その母親が、区役所で申立人の国民年金の加入手続及び付加年金の加入の申出を行い、申立人の定額保険料及び付加保険料とその母親の定額保険料と一緒に納付していたと思うと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親からは、直接事情を聴取することができないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 56 年 5 月頃であると推認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、同年 6 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一区内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、制度上、付加保険料を過年度納付することはできないことから、

申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 56 年 5 月頃の時点で、申立期間の付加保険料を納付することはできない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 58 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 58 年 12 月まで

私が 20 歳になった昭和 49 年*月頃に、父親又は母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

私は、申立期間①当時は大学生であったので、母親が、毎年度、国民年金保険料の免除の申請手続を行ってくれた。

私が昭和 53 年 4 月に社会人になってからは、私が、同年同月以降の国民年金保険料を納付しながら、申立期間①の保険料も遡って納付していた。

申立期間①が未加入とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 49 年*月頃に、その父親又は母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は既に他界しており、その母親は、申立人の国民年金の加入手続についての記憶が定かではないことから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 61 年 4 月頃と推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は同年 5 月頃に払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 53 年 4 月であることが、申立人の被保険者名簿により確認できる上、オンライン記録においても、申立人が、申立期間①当時に国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人は、申立期間①当時は大学生であったので、その母親が、毎年度、国民年金保険料の免除の申請手続きを行ってくれたと主張しているが、仮に、申立人が申立期間①当時に国民年金に加入していたとすると、その種別は、任意加入被保険者となり、制度上、保険料の免除の申請手続きを行うことはできないことから、その母親が、申立期間①の保険料の免除の申請手続きを行っていたとは考え難い。

その上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の具体的な納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間の保険料の納付状況は不明であり、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 31 日から 40 年 1 月 25 日まで
② 昭和 52 年 10 月頃から 53 年 3 月頃まで

A社で勤務していた申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。自宅近くに同社の事業所が移転してきたことから、公共職業安定所の紹介で入社し、C職として勤務した。

また、B社で勤務していた申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無い。同社で仕事を教えてもらった職場の同僚の名前を覚えている。

調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は自宅近くに事業所を移転してきたA社に昭和 39 年 10 月頃に入社し、40 年 1 月頃に同社を退職したと述べている。

しかし、A社は、「当時の資料も保管されておらず、申立人の在籍は確認できないため、当時からC職として勤務する当社社員から話を聞いたところ、当時女性のC職が在籍していた記憶はあるが、その人の氏名までは覚えていないとのことであった。さらに、当時の総務部所属社員にも確認したが、不明とのことであった。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が申立期間①にA社で一緒に勤務した同僚として名前を挙げた者は、当該期間より後の昭和 40 年 2 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当該期間においては、同社の厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、A社において、当該期間に被保険者記録があり、連絡先の判明した20名に対し文書照会したところ、6名から回答を得たが、いずれの者からも申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和52年10月頃にB社に入社し、53年3月頃に同社を退職したと述べている。

しかし、B社は、「当社に保管されている当該期間の前後5年分の雇用保険被保険者資格取得届及び同喪失届の控えを調べたが、その中に申立人の氏名は無い。当時の資料はこれ以外保管されていないことから、申立人が当社に在籍した事実を確認することができない。当社では、当該期間は、パートタイマーやアルバイトは厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、B社で仕事を教えてもらった職場の同僚の姓のみを挙げたことから、オンライン記録において当該期間に同社の厚生年金保険被保険者記録がある該当者2名及び当該期間に同社の被保険者記録があり、連絡先の判明した者20名の計22名に対し文書照会したところ、11名から回答を得たが、いずれの者からも申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 3 月 26 日から 23 年 7 月 2 日まで
② 昭和 23 年 9 月 14 日から 24 年 2 月 21 日まで
③ 昭和 24 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで
④ 昭和 25 年 4 月 30 日から同年 5 月 19 日まで
⑤ 昭和 25 年 5 月 29 日から同年 9 月 19 日まで
⑥ 昭和 25 年 11 月 25 日から同年 12 月 4 日まで
⑦ 昭和 25 年 12 月 25 日から 26 年 2 月 7 日まで
⑧ 昭和 45 年 9 月 21 日から 47 年 5 月 15 日まで

私の船員手帳には、申立期間①から⑧までにおいて、船員として乗船して勤務していた記録があるが、船員保険の記録によると、申立期間の被保険者記録が無い。船員手帳の記録に基づいて調査の上、これら申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が、当該期間においてA氏所有の船舶Bに乗船していたことは認められる。

しかしながら、船舶所有者名簿によると、A氏所有の船舶Bの船員保険の新規適用日は昭和 23 年 10 月 1 日であり、当該期間は船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、船舶所有者A氏を特定できず、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、事業主及び同僚への照会ができないため、船員保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、上記の船員手帳から、申立人が、当該期間においてC氏所有の船舶Dに乗船していたことは認められる。

しかしながら、E事務センターは、「C氏所有の船舶Dは、船員保険の適用事業所として見当たらない。」と回答している。

また、船舶所有者C氏を特定することができず、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、事業主及び同僚への照会ができないため、船員保険料の控除について確認することができない。

申立期間③及び④について、上記の船員手帳から、申立人が、申立期間③及び④を含む昭和24年2月21日から25年5月19日までの期間においてF社所有の船舶Gに乗船していたことは認められる。

しかしながら、船舶Gに係る船員保険被保険者名簿によると、船長及び同僚の船員保険被保険者資格の得喪に係る日付は、申立人と同様、資格取得日は昭和24年3月1日、資格喪失日は25年4月30日となっており、申立期間③及び④については、船員保険の被保険者期間とはなっていない。

申立期間⑤について、上記の船員手帳から、申立人が、当該期間においてH社所有の船舶Iに乗船していたことは認められる。

しかしながら、J事務センターは、「H社所有の船舶Iは、船員保険の適用事業所として見当たらない。」と回答している。

申立期間⑥について、上記の船員手帳から、申立人が、当該期間を含む昭和25年10月3日から同年12月4日までの期間においてK氏所有の船舶Lに乗船していたことは認められる。

しかしながら、船舶所有者K氏を特定することができず、同僚の連絡先も不明であることから、事業主及び同僚への照会ができないため、船員保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑦について、上記の船員手帳から、申立人が、当該期間においてM社所有の船舶Nに乗船していたことは認められる。

しかしながら、O事務センターは、「M社所有の船舶Nは、船員保険の適用事業所として見当たらない。」と回答している。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、事業主の連絡先も不明であることから、これらの者への照会ができないため、船員保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑧について、上記の船員手帳から、申立人が、当該期間を含む昭和45年9月21日から47年8月29日までの期間においてP社所有の船舶Qに乗船していたことは認められる。

しかしながら、R県における船員保険制度の施行日は昭和47年5月15日であり、船舶所有者名簿から、P社の船員保険の新規適用日も同日であることが確認できることから、当該期間は船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、R県の船員は、当該期間においては同県の厚生年金保険の被保険者となっていたところ、P社に係る船員保険被保険者名簿から、同社の新

規適用日（昭和 47 年 5 月 15 日）に船員保険被保険者資格を取得している複数の者の年金記録を確認したものの、当該期間において同社における同県の厚生年金保険の被保険者となっている者は確認ができなかった。

さらに、申立人は、申立期間①から⑧までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立人の申立期間①から⑧までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑧までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6210 (事案 3683 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 2 月 26 日から 54 年 2 月 11 日まで
② 昭和 63 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私が A 社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給料の半額で、当時の最低賃金額よりも低額である。

申立期間②については、B 社で責任者として勤務しており定額の給与であったので、給与の減額など無かった。当該期間の 1 か月だけ標準報酬月額が低くなることは無いので、申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の A 社の事務担当者は、「給与計算に基づき標準報酬月額の届出を行っていた。」と述べており、複数の同僚からは、自身の厚生年金保険の記録について誤りがある旨の供述は無い。また、同社は、当時の資料が無いため不明と回答しており、申立人も給与明細書等を所持しておらず、保険料の控除を確認することができない上、オンライン記録において、遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見られない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人以外にも標準報酬月額が増減している者が複数名存在しており、B 社は報酬月額の変動に対応して、標準報酬月額の変更届を届け出ている状況がうかがえること、及び同社は既に存在しないため、当該期間における保険料の控除を確認することができず、オンライン記録において、遡った訂正等の不自然な処理

が行われた形跡は見られないことから、申立期間①及び②について、平成 22 年 8 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立期間①について、申立人は、平成 21 年 9 月の A 社の求人情報を添付して、18 歳からの初任給が 18 万円からとなっているのにもかかわらず、当時 28 歳であった私の標準報酬月額（12 万 6,000 円）から時給を逆算すると 538 円であり、当時の最低賃金額よりも低額であると主張しているが、C 労働局作成「C 県最低賃金金額改正一覧」によれば、当時の C 県の最低賃金は、昭和 51 年 10 月 30 日から時給は 282 円（日額は 2,256 円）、52 年 10 月 22 日から時給は 309 円（日額は 2,473 円）、53 年 9 月 30 日から時給は 329 円（日額は 2,628 円）であることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げている同僚は「当時の状況は分からない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認ができない。

申立期間②について、申立人は、当時責任者であり、休暇も取得していなかった状況で賃金が下がることは考えられないと主張しているが、複数の同僚は「社長の裁量による昇給や降給があった。」と証言している上、B 社の顧問社会保険労務士は「当時の資料は廃棄しており、申立人の保険料控除を確認できない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで
私は、平成 4 年 10 月 1 日に A 学校を卒業後、すぐに B 社に入社し、同社が経営する C 店に 5 年 8 月 21 日まで勤務した。その間、5 年 3 月 31 日からは経営者が B 社から D 社に代わった。私の厚生年金保険被保険者記録は、同社が経営してからの期間は有るが、B 社が経営していた期間が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 学校を卒業後、すぐに B 社に入社したとしているところ、申立人の卒業年月日は平成 4 年 9 月 18 日であるとの同校の回答及び同僚の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社において申立期間に厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚には同社に係る雇用保険の被保険者記録があるが、申立人には無く、申立人が仕事の引継ぎを受けたとしている前任者には、同社における厚生年金保険も雇用保険も被保険者記録が無い。

また、C 店は、B 社が経営するようになる前に E 社が経営していたところ、被保険者記録のある同僚全員は、同社が経営していた頃から継続して勤務しているが、申立人は B 社が経営するようになった後に入社した従業員である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月頃から平成元年12月1日まで
② 平成2年1月21日から4年1月26日まで

私は、昭和62年1月頃から平成4年1月25日まで、嘱託社員としてA社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。

申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、入社時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「A社の入社時において社長と面談し、既に60歳になっていたことから嘱託社員として採用されたが、厚生年金保険への加入についての説明は無く、厚生年金保険料が控除されていたかは分からない。」と供述しているところ、B社は、「当社が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は平成元年12月1日であることが確認できる。申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していない。当社は60歳以上の従業員については嘱託社員として雇用するが、嘱託社員の場合、必ずしも厚生年金保険に加入させるとは限らない。」と回答している。

申立期間②のうち、平成3年11月18日から4年1月26日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間②のうち、平成2年1月21日から3年11月

18 日までの期間については、B社は、「申立人の当該期間に係る勤務については不明である。」と回答している上、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間に勤務していたことをうかがえる供述を得ることができなかった。

また、上述のとおり、B社は、「当社は 60 歳以上の従業員については嘱託社員として雇用するが、嘱託社員の場合、必ずしも厚生年金保険に加入させるとは限らない。」と回答している。

このほか、申立人は、申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和14年4月頃から17年6月1日までの期間について、労働者年金保険被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年3月31日から22年7月頃までの期間及び同年8月頃から26年3月頃までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和14年4月頃から17年6月1日まで
② 昭和20年3月31日から22年7月頃まで
③ 昭和22年8月頃から26年3月頃まで

A社には、昭和14年4月頃から22年7月頃まで勤務していたが、年金記録は、17年6月1日から20年3月31日までしかなく、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。

また、B社には、昭和22年8月頃から26年3月頃まで勤務していたが、申立期間③についても被保険者期間となっていない。

申立期間①から③までについて、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の健康保険被保険者資格の取得日が昭和16年6月18日と記載されていることから、申立期間①のうち、少なくとも同日以降は、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）施行日の昭和17年6月1日までの期間は、制度上、労働者年金保険被保険者となることができない期間であることから、申立人は、当該期間について労働者

年金保険被保険者であったと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態について照会することができない。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和20年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②においては適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、複数の同僚に照会したものの、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和20年3月31日以後の期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、当時の事業主の連絡先は不明であるため、照会することができず、申立人の当該期間に係る人事記録や給与関係書類を確認することができない。

申立期間③について、申立人が記憶している当時の事業主名とB社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている事業主が一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和27年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社が適用事業所となった昭和27年3月1日に資格取得している複数の被保険者に照会したものの、同日以前に給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、B社は既に解散しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月26日から26年2月21日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されていることを知ったが、私は脱退手当金を受給した覚えはない。

また、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が、昭和26年2月21日となっているが、実際は前年の25年12月15日頃までしか勤務していないので、事実と相違した資格喪失日に基づく脱退手当金の支給記録はおかしい。

調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人に係る脱退手当金の記録について、「厚生年金保険の加入記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、昭和26年2月21日となっているが、実際は前年の25年12月15日頃までしか勤務していないので、事実と相違した脱退手当金の支給記録はおかしい。」と主張しているところ、同社では、「当時の人事記録等の資料は保管していない。」と回答しており、同僚の証言等も得られなかったことから、申立人の退職日について確認することはできなかった。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の同社における被保険者資格の喪失日は、いずれも昭和26年2月21日と記載されており、オンライン記録とも一致していることから、申立人に係る脱退手当金は、同日を資格喪失日として算定されたと考えられる。

また、申立人は、A社での退職事由を婚姻であったと供述しているが、

申立期間当時、女性の厚生年金保険被保険者については、「婚姻又は分
娩」での被保険者資格の喪失が脱退手当金の支給要件とされていたところ、
申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、当該事由において脱退手当金を
支給した旨の記載が確認できる。

さらに、A社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、脱退手当金を受給
したとする複数の同僚は、「会社が脱退手当金の受給手続の一切を行っ
た。」と供述していることを踏まえると、当時同社は、従業員の委任を受
けて脱退手当金の代理請求を行っていたことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示
が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金の支給金額に計算上の誤り
は無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後
の昭和26年7月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自
然さはいかたがえぬ。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退
手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、
申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 1 月 16 日まで
② 昭和 42 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 5 月 7 日から 43 年 11 月 1 日まで

平成 22 年 11 月頃、年金事務所で自分の年金記録を確認した際、私に脱退手当金が支払われていることを初めて知った。脱退手当金が支給されたとされている当時、脱退手当金制度を知らなかったため、自分で請求したとは考えられないし、受給した記憶も無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約1か月後に支給決定されている上、脱退手当金支給報告書には、脱退手当金の裁定日や支給日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 2 日から 33 年 10 月 1 日まで
昭和 32 年 8 月 2 日から 33 年 9 月 30 日まで、A社に勤務していたはずだが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 32 年 8 月 2 日に、作業中にけがをした。健康保険被保険者証が無かったので治療のために作ってもらった。その際に厚生年金保険にも加入したはずである。その後、33 年 9 月末で退職した。」と主張している。

しかしながら、A社は、昭和 32 年 12 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年 8 月 2 日から同年 12 月 1 日までの期間は適用事業所ではない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚 26 名に文書照会を行ったところ、回答があった 8 名は、いずれも申立人のことは知らないと述べている上、申立人は、上司及び同僚の氏名を記憶していないことから申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の基礎年金番号は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が、昭和 34 年 2 月 6 日に資格取得した時の記号番号であり、当該番号の払出簿の資格取得日も同日で、オンライン記録と一致している上、同日より前に申立人に対して当該番号と異なる記号番号が払い出されたことは確認できない。

加えて、A社は、昭和 34 年 6 月 18 日に適用事業所でなくなっており、

事業主も既に死亡していることから申立人の申立期間当時の勤務形態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか申立人の申立期間における保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月19日から33年8月1日まで

平成22年の秋頃に「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきが届き年金の記録を確認したところ、昭和23年4月2日から28年7月31日まで勤務したB社の期間及び32年2月19日から33年7月31日まで勤務したA社の期間が脱退手当金として既に支給済みであることが分かった。

しかし、私が脱退手当金を受給したのは、B社を退職した時であり、支給金額も1万円ほどと記憶しているので、その後に勤務したA社の厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前に勤務したB社の被保険者期間に係る脱退手当金を同社を退職（昭和28年7月31日）した後に受給したと主張しているが、申立人の脱退手当金は、同社を退職し、複数の事業所に勤務した後の昭和35年12月5日に支給決定されている上、同社の後に勤務したA社では、同一の年金手帳記号番号になっていることを踏まえると、B社の退職後に脱退手当金を受給していたとは考え難い。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人は脱退手当金支給決定日の約1か月前である昭和35年11月2日に旧姓から新姓に氏名変更されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することができない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いとともに、支給額は申立人が受給したと記憶する額とおおむね一致しており、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 13 日から同年 8 月 30 日まで
② 昭和 40 年 5 月 20 日から同年 8 月 15 日まで
③ 昭和 42 年 2 月 27 日から同年 12 月 30 日まで

私は、日本年金機構からの「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」のお知らせにより、A社及びB社を含む4つの事業所に勤務していた期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。B社に勤務していた期間については、脱退手当金を受給した記憶があるが、A社を含む3つの事業所に勤務していた期間については、受給した記憶は無い。脱退手当金が支給されたことになっている昭和43年5月31日には出産のため、実家に帰省していたので、脱退手当金を受け取れるはずは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和42年12月30日の前後5年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者5名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、4名に脱退手当金の支給記録があり、かつその全員が資格喪失日から5か月以内に支給決定されている上、申立人と同日に資格喪失し、支給記録が確認できる女性は、同社を通じて脱退手当金を受領したと思う旨を供述していることを踏まえれば、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。また、申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、

合算して脱退手当金が支給されたことになっているところ、申立人が受給を認めている期間のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者には全て「脱」表示があるが、申立人には当該表示が無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたこととはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間とB社に係る期間を基礎とした脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和43年5月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかある上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月1日から25年8月30日まで
② 昭和26年7月1日から27年7月7日まで
③ 昭和27年7月7日から28年3月1日まで
④ 昭和28年3月1日から35年4月30日まで

平成22年5月頃、年金事務所で年金記録を確認したところ、A社、B社及び同社関連のC社並びにD社に勤務していた四つの被保険者期間が脱退手当金として支給された記録になっていることを初めて知った。同社は、出産のために退職したが、その際、同社から脱退手当金に関する説明は無く、脱退手当金を受給した記憶も無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前5ページ及び後6ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年4月30日の前後3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす12名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、12名全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち11名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、D社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年9月1日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当

金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したと思われる記載がされているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6220

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 3 日から 37 年 12 月 30 日まで
平成 14 年 5 月頃、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際、A社に勤務していた期間については脱退手当金が支給されていることを初めて知った。当時は、その意味が理解できず、特に対応をしなかったが、今般、日本年金機構から確認のはがきを送付されたので、申立てをすることとした。同社は結婚のために退職したが、その際、会社から脱退手当金に関する説明は無く、受給した記憶もない。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年3月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の申立期間の前に脱退手当金が未支給となっている2回の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間は別の番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い限り、別の番号で管理されていた被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然な請求であるとまでは言えない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 5 月 31 日まで
② 昭和 25 年 11 月 1 日から 29 年 11 月 1 日まで

60 歳当時、社会保険事務所（当時）において年金記録の確認をした際、A社B支店と同社C支店に勤務していた期間については脱退手当金として支給済みであるということを初めて知った。

平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関する確認はがきが自宅に届いたが、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いことから、申し立てることにした。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページと前3ページ及び後1ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 29 年 11 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている 4 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、3名に脱退手当金の支給記録が確認できる上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで
② 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

脱退手当金の支給記録について、私には2回の脱退手当金支給記録があるが、昭和 34 年当時に脱退手当金を請求して受給したことは記憶しているものの、2回目とされる 41 年 3 月当時には、脱退手当金を請求も受給もしていない。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社において厚生年金保険被保険者となっている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 12 月 21 日の前後 3 年以内に資格喪失した者 8 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、当該 6 名全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることから判断すると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 1 日から 41 年 6 月 2 日まで
② 昭和 41 年 11 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで
平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関する確認のはがきが自宅に届き、申立期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知ったが、脱退手当金の請求手続きをしたことや、お金の受け取ったことの記憶は無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和44年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6224

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から37年6月1日まで
私は、A社の脱退手当金を受給した記憶はあるが、B社については受給していないのに、支給済みとなっているので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給月数に間違いは無い上、支給額も法定支給額に合致しているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、B社を退職後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、昭和40年まで国民年金の加入手続を行っておらず、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、申立期間より前の5年1か月分の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6225

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 14 日から 41 年 3 月 21 日まで
② 昭和 41 年 7 月 19 日から 42 年 10 月 2 日まで

私は、申立期間前に勤務した A 社に係る厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したものの、申立期間①及び②については、脱退手当金を受給した記憶が無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている A 社に係る厚生年金保険被保険者期間と申立期間①及び②は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示は無い上、申立人は同社退職後に再就職する考えがあったと述べており、ほかに同社に係る被保険者期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから、申立期間①及び②も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の脱退手当金の支給期間における最終事業所である B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていた A 社と、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間とを基礎とした申立人の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 43 年 2 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 16 日から 40 年 9 月 26 日まで
昭和 43 年から 45 年にかけて勤務した A 社の脱退手当金を受給した記憶はあるが、B 社に勤務していた申立期間については受け取った記憶がないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている A 社及び申立期間の B 社の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が、同じ日付（昭和 45 年 7 月 14 日）で押されていることが確認でき、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間と A 社の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、同社の資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 8 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6227

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 15 日から 41 年 12 月 1 日まで
② 昭和 42 年 1 月 9 日から 43 年 1 月 25 日まで

A社とB社の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済期間となっているが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所であるB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理された2社にわたる申立期間の脱退手当金は、支給月数に間違いは無く、支給額も法定支給額に合致しており、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和43年8月20日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る最終事業所であるB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名が旧姓から新姓に変更されているところ、申立人は、同社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和43年1月25日）以降の同年3月*日に婚姻のため改姓しており、申立期間の脱退手当金が同年8月20日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
昭和 47 年 4 月 1 日から 1 年間、集団で出稼ぎに来て、D 県の C 駅前にあった A 社又は B 社に雇われ E で仕事をしていた期間の記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A 社又は B 社での作業内容、勤務場所等について具体的に記憶していることから、申立人が A 社又は B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、F 市において A 社又は B 社の名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、A 社又は B 社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できない。

また、D 県に A 社又は B 社に類似する名称の事業所が 2 社存在するが、1 社は、厚生年金保険の適用事業所となったのが平成 4 年 11 月 1 日である上、同社は、申立人が主張している業務に携わったことが無いとしており、もう 1 社は申立人が主張する事業所とは業種が相違している。

さらに、申立人は 2 名の同僚の名前を挙げているが、当該同僚は既に死亡していると述べている上、1 名については申立期間当時の厚生年金保険の被保険者資格の記録は無く、もう 1 名については該当者を特定することができない。

加えて、申立人は、事業主の氏名を記憶していないため、勤務形態及び保険料控除について確認することができない上、申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておら

ず、このほか、申立人の申立期間における保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6229

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 38 年 2 月 16 日まで

私は、B 地区にあった A 社に 6 年ほど勤務し、昭和 38 年 2 月に同社を退職したが、厚生年金保険の記録ではその期間は脱退手当金を支給済みということである。しかし、体調不良のため退職したもので、脱退手当金の手続や受給についての記憶は全く無い。今回、年金事務所からの確認はがきが届いたことにより第三者委員会への申立てをすることにしたが、その時の年金事務所の説明では、脱退手当金は旧姓で請求され、銀行振込により支給されたとのことであった。しかし、在職中に結婚しており旧姓により請求が行われたはずはない。調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の在職中に婚姻し改姓したので、旧姓により脱退手当金が請求されることは考えられないと主張しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は旧姓のままで氏名変更手続が行われた形跡が認められない上、当時の同僚から、申立人は婚姻後も旧姓のまま仕事をしていたとの証言が得られていることを踏まえると、当該脱退手当金が旧姓で請求されたと考えるのが自然である。

また、上記の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、A 社の資格喪失日の約 1 か月後に支給決定されており、支給月数に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月18日から27年12月3日まで
年金の受給手続きをした際、A社に勤務した期間については脱退手当金が支給されているということを初めて知った。また、平成22年9月に日本年金機構から届いた脱退手当金についての確認はがきには、脱退手当金を支給済みとなっている記録が回復する場合がありますと記載されていたことから、申立てをすることにした。

私は、昭和27年12月に帰省した際に縁談がまとまり、そのまま会社に戻ることなく退職をした。そのため、会社から脱退手当金の説明を聞いておらず、また、自分で請求手続きをした記憶も無い。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給日や支給金額に加えて支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載がされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金は昭和28年10月21日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、51年4月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することは不自然ではない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 1 月 9 日まで
② 昭和 39 年 8 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで

私は、日本年金機構から送られてきた「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」のお知らせにより、A社及びB社に勤務した期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。

B社は、結婚のために退職したが、当時は脱退手当金の制度を知らず、受給した記憶は無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、A社及びB社の厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とした申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和41年12月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6232

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 1 日から 41 年 12 月 16 日まで
60 歳になる少し前に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が、脱退手当金を支給済みとなっていることを初めて知った。しかし、昭和 41 年 12 月に同社を結婚のため退職し、42 年 3 月に B 県で結婚式を挙げてすぐに C 市に引っ越したので、脱退手当金が支給されたとされる同年 4 月 4 日には既に C 市におり、請求できる状況ではなく、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の管轄年金事務所は、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定書を保管しており、当該脱退手当金裁定請求書に記載されている住所は、当時、申立人が住んでいた住所地（実家）と一致している上、同年金事務所が保管していた退職所得の受給に関する申告書には、同社から発行された申立人の退職所得に係る源泉徴収票が添付されており、当該源泉徴収票に記載されている住所及び氏名は、申立人が同社を退職した時点（婚姻前）の住所地（実家）及び氏名（旧姓）であることが確認できることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても脱退手当金を支給されたとする時期に

は実家から他県に転居しており、請求できる状況には無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 1 日から 36 年 12 月 30 日まで
平成 14 年 11 月頃、年金の裁定手続のために社会保険事務所（当時）に行った際、A社に勤務していた期間は脱退手当金が支給されたことになっていることを初めて知った。

A社では、B業務をしていたが、仕事が減ってきたために退職し、その後、アルバイトとしてC社に勤務したことから、同社では厚生年金保険には加入していなかったと思う。

私は、当時、脱退手当金のことを知らなかったので、脱退手当金を受け取っていない。A社からは、退職金ももらっていない。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月16日から30年7月30日まで

A社に勤務していた時の同僚から、「私は、同社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が見つかり、今は年金として受給している。同じ会社に勤務していたあなたも年金をもらえるはずであるから記録を確認した方が良いのではないか。」と言われ、社会保険事務所（当時）に行き厚生年金保険の記録照会を依頼した。

それから約1年後に届いた回答は、A社に勤務した期間については、脱退手当金を支給済みであるとのことであった。

私は、A社を退職の際、実際には結婚退職だったが、会社には自己都合と言って退職した。結婚退職をすれば一時金を受けることができることは知っていたが、面倒であったので、何も手続をせずにそのまましておいたと記憶していることから、脱退手当金の請求手続や、お金の受け取った記憶も無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年8月19日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金を支給したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和30年8月19日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、52年11月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退

手当金を受給することは不自然ではない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 21 日から 30 年 3 月 14 日まで
申立期間について、脱退手当金支給済とされているが、受給した記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給済と記載されているとともに、脱退手当金の支給額、資格期間の月数、支給年月日及び脱退手当金の算定のために必要となる平均標準報酬月額が記載されている上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 16 日後の昭和 30 年 3 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 11 日から 37 年 12 月 30 日まで
年金事務所で確認したところ、A社とB社の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給済みとなっている。A社で勤務した際の脱退手当金の受給は記憶しており認めるが、B社については受給した覚えは無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の脱退手当金の受給は記憶しているところ、B社については受給していないと主張しているが、昭和 40 年 10 月 26 日に両社の被保険者期間を併せて脱退手当金が支給されていることがオンライン記録から確認できる上、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立人が受給を認めているA社のみでの厚生年金保険被保険者期間（昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 6 月 16 日まで）の 11 か月では脱退手当金の支給要件（24 か月以上の被保険者期間）を満たしていないところ、申立期間におけるB社の被保険者期間 68 か月を加えて脱退手当金が計算されており、その支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の約 4 か月後に脱退手当金を支給していることが確認できる。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。